

毎年増加していく保障で死亡に備えながら、退職慰労金などの財源を確保できます。

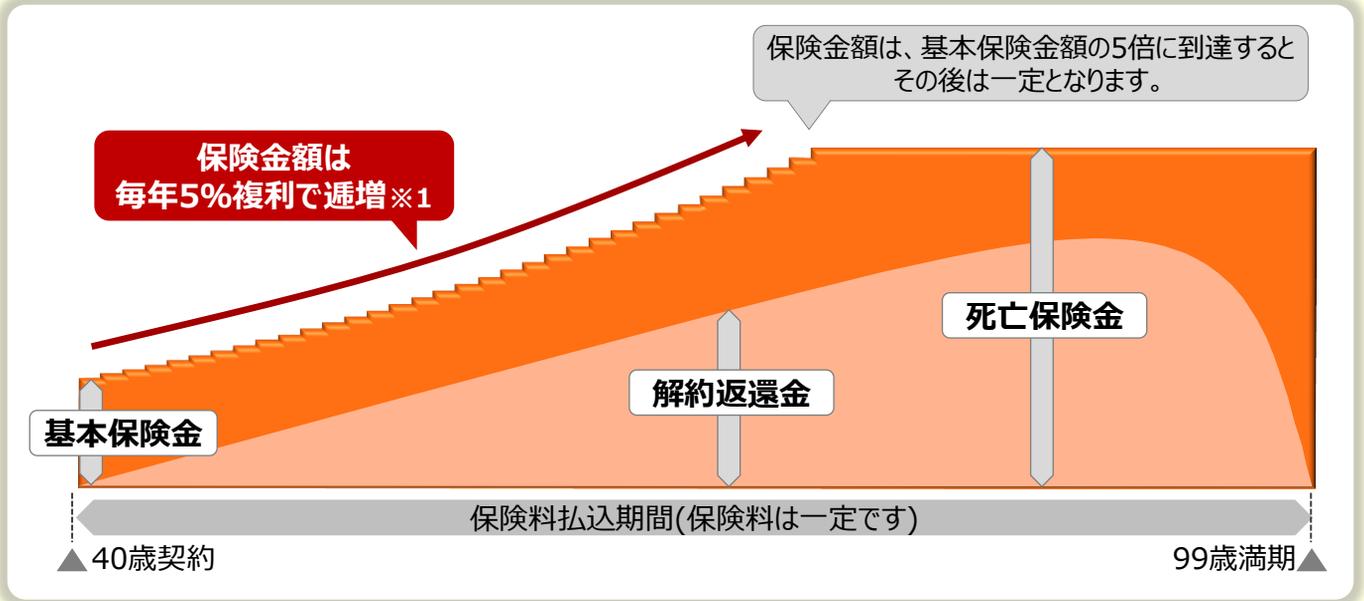
## 通増定期保険 (2018)

通増定期保険

# マジェスティ

**契約例** (99歳満期)

契約者：法人  
被保険者：役員(40歳男性)  
死亡保険金受取人：法人



### 特徴 (契約者が法人の場合)

- 1 役員在任年数に応じて重くなる責任にあわせ、**死亡保障が毎年増えていきます。** ※1
- 2 解約返還金を活用して、経営者の**退職慰労金の準備**ができます。
- 3 保険料払込免除特約(2018)の付加※2により、「3大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)による所定の状態・所定の要介護状態・所定の身体障害状態」のいずれかに該当したとき、**以後の保険料払込は不要**となります。その場合でも解約返還金は変わりません。 ※3
- 4 一時的に資金が必要になったときは、**保障を継続しながら**所定の範囲内で**契約者貸付を利用**できます。

※1 保険金額は、基本保険金額(初年度の保険金額)の5倍に到達するとその後は一定になります。

※2 99歳満期の場合、契約年齢が40歳以上の男性のときは保険料払込免除特約(2018)の付加を取り扱いません。

※3 保険料払込の免除の対象とならない場合があります。たとえば、責任開始の日から数えて90日以内にがんと診断確定されたときや、上皮内がん・非浸潤がん・大腸粘膜内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん等は対象となりません。

契約年齢範囲	取扱最低保険金額	取扱最高保険金額
20歳～80歳 ※種目によります。 うら面をご確認ください。	基本保険金額 500万円	20歳～24歳： 23,000万円 25歳～80歳： 70,000万円 ※保険期間満了時の保険金額により判定します。
保険料払込方法	配当	付加できる特約
年一括払・半年一括払・ 月払および 各団体扱を取り扱う	有配当 (積立配当方式) ※詳しくはうら面をご確認ください。	保険料払込免除特約(2018) リビング・ニーズ特約(2018)/指定代理請求特約 ※付加するには、所定の要件があります。

# 「逋増定期保険 マジスティ」の取り扱い等について

- 「逋増定期保険 マジスティ」は逋増定期保険(2018)の販売名称です。
- 解約した場合、契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- 満期保険金はありません。解約返還金は満期時に0になります。
- 死亡保険金が払込保険料累計額を下回る場合があります。
- 「保険料の自動貸付」は、取り扱いません。
- 法人契約だけでなく、個人契約も取り扱います。
- 契約日から3年以上経過するなど所定の要件を満たす場合、保険料の払い込みを中止し、払済終身保険に変更できます。

## 取り扱う満期(種目)と契約年齢について

種目	契約年齢	種目	契約年齢	種目	契約年齢
55歳満期	20歳～45歳	75歳満期	20歳～65歳	95歳満期	20歳～80歳
60歳満期	20歳～50歳	80歳満期	20歳～70歳		
65歳満期	20歳～55歳	85歳満期	20歳～75歳	99歳満期	
70歳満期	20歳～60歳	90歳満期	20歳～80歳		

### 【契約者配当金について】

契約者配当金は変動(増減)し、決算実績によっては、0(ゼロ)となることもあります。

- 毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、契約後2年目から毎年お支払いします。毎年の決算の状況によっては配当金が支払われないこともあります。
- 第一生命所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息をつけて積み立てておき、契約者からの請求時や、保険金等の支払時にあわせてお支払いします。

### 【解約返還金について】

- 解約返還金は、経過年月数等によって異なります。加入時においては全くありませんが、保険期間の経過とともに徐々に増加し、その後保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。(保険期間を通じて、解約返還金がない場合もあります。)
- 通常、解約返還金は解約時における払込保険料累計額を下回ります。

・この資料は2019年6月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。検討にあたっては「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。  
・保険加入の検討にあたっては、「法人向け保険の検討にあたっての留意点」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。  
・取り扱う保険金額・保険期間などの詳細については、担当者にお問い合わせください。

引受保険会社

一生運のパートナー

第一生命

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 (03) 3216-1211 (大代表)

Dai-ichi Life Group

◎ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

お届けしたのは…

(登)C19P5006(2019.6.11)

●この資料は、2ページ構成です。他のページも必ずご覧ください。 2/2ページ